

一般社団法人山形県放射線技師会 共済規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会（以下「本会」という）会員の福利厚生及び相互扶助について必要事項を定める。

(給付の別)

第 2 条 給付は、次のとおりとする。

- (1) 弔慰金
- (2) 病气療養に対する見舞金
- (3) 災害に対する見舞金
- (4) 慶事に対する祝金

(受給資格)

第 3 条 前条の給付を受けるには、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 本会の正会員及び終身会員であること
- (2) 会費の完納者であること

(給付金額)

第 4 条 給付金額は、次の表のとおりとする。

共 済 項 目	会 員	配偶者・子	親（同居）
死 亡 見 舞	10,000円	5,000円	弔電
	御供物（時価）	弔電	
	弔辞・弔電		
	会 員		
病 気 療 養 1ヶ月以上／年		5,000円	
結 婚 祝 金		5,000円	
出 産 祝 金		5,000円	
災 害 見 舞		理事会協議する	

(給付手続)

第 5 条 正会員に給付を受ける事態が発生した場合は、正会員または隣接会員が所定の申請書に記入し、最寄りの理事に申請する。理事は申請書を確認の上、事務局に連絡する。

- 2 出産・結婚等に関わる祝金について、権利発生より1年以内の届出を有効とする。
- 3 事務局は内容調査の上会長に報告し、会員に支給する。

(会計)

第 6 条 給付に係る経費は、一般会計に基づくものとする。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。
- 2 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会設立日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。